

Title	事実婚と民主主義：視座の変容から考える現代的課題
Sub Title	Non-registered marriage and democracy : focusing on the transformation of the discourses
Author	阪井, 裕一郎(Sakai, Yuichiro)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2012
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.74 (2012.) ,p.1- 17
JaLC DOI	
Abstract	<p>This study investigates the legitimacy of non-registered marriage by evaluating the transformation of discourses through family studies. In Japan, after the 1980s, family studies have focused on describing the diversity of families and highlighted the increase in non-registered marriages as a primary example of the same. Liberals, who approve of diversity, tend to support the protection of non-registered marriages, whereas conservatives criticize non-registered marriages. However, upon historically examining the discourses on non-registered marriage, we find the dichotomy to be invalid, i.e., "conservatives versus liberals" have not always opposed each other. A gap exists between past and present discourses; the current discourse on non-registered marriage came about after the 1980s. This study examines how and why the transformation occurred and provides suggestions for the legal regulation of families and intimate relationships.</p>
Notes	論文
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-0000074-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

事実婚と民主主義

——視座の変容から考える現代的課題——

Non-registered Marriage and Democracy

——Focusing on the Transformation of the Discourses——

阪井 裕一郎*

Yuichiro Sakai

This study investigates the legitimacy of non-registered marriage by evaluating the transformation of discourses through family studies. In Japan, after the 1980s, family studies have focused on describing the diversity of families and highlighted the increase in non-registered marriages as a primary example of the same. Liberals, who approve of diversity, tend to support the protection of non-registered marriages, whereas conservatives criticize non-registered marriages.

However, upon historically examining the discourses on non-registered marriage, we find the dichotomy to be invalid, i.e., “conservatives versus liberals” have not always opposed each other. A gap exists between past and present discourses; the current discourse on non-registered marriage came about after the 1980s.

This study examines how and why the transformation occurred and provides suggestions for the legal regulation of families and intimate relationships.

Key words: non-registered marriage, registered marriage, democracy, family institution, diversity of families

キーワード：事実婚，法律婚，民主主義，家族制度，家族の多様化

1. はじめに

1-1. 問題の所在

1980年代以降，日本の家族研究では「家族の多様化」をめぐる議論が活発化し，多様になりつつある家族関係をどのように保障すべきかが重要な議題として立ちあがってきた。本稿が分析の対象とする，「婚姻届を出さない事実上の夫婦関係」を意味する「事実婚」の増加もまた，その象徴的な現象の一つとして把握されている。現在では次のように事実婚問題が語られる傾向にある。

事実婚は，同棲や内縁とは異なる概念として，1980年代後半から多用されるようになりました。

* 慶應義塾大学文学部他非常勤講師

同棲や内縁は、法律婚ができないやむを得ない事情を想像させる言葉ですが、事実婚は、自らの主義主張にしたがって意図的に届けを出さない人々の関係や生活を表す言葉です。(中略) 事実婚は、法律婚にかわる一つの生き方として選択されているのです。(杉浦ほか編 2007: 51)

さらには、「欧米では事実婚がありふれたものとなっている」一方で、「なぜ欧米と日本の婚姻・事実婚をめぐる状況にはこれほど差があるのだろうか」(小泉 2010: 102)といったかたちで、家族研究者の多くは日本社会における根強い「法律婚主義」を批判の対象に設定する傾向にある。つまり、「多様性を承認すべき」というリベラル(革新的)な立場から事実婚の「保障」の必要が語られる。その際、法律婚主義批判の矛先は、「保守派」へと向けられ、しばしば、その根源的な要因が、明治民法に規定された法律婚主義(届出主義)にまで遡って批判が展開されるのである。

しかしながら、近代日本における「事実婚」を語る言説を通時的に見ていくならば、こうした「保守／革新」の図式は決して自明なものではないことが明らかになる。むしろ、現在のようなかたちで事実婚問題が語られ始めるのは、1980年代以降のことであり、それまでの事実婚についての言説は現在とは異なる視座から展開されていた。

まずは、明治期から戦後初期までの日本が「内縁大国」だと認識されていたという事実を確認しておかなければならないだろう。1936年に民法学者の末川博は以下のように述べている。

内縁の妻などといへば、なんだか日陰者のやうな感じを与へぬでもないが、今日人の妻たる者で多かれ少なかれ内縁の妻であったことの経歴を有^(マア)たぬ者は殆どない。そして、現に内縁の妻たる人は実際非常に多いのである。(末川 1936: 21)¹⁾

こうした状況の一つの証左として、小規模のものではあるが、人口学者岡崎文規による社会調査をあげておきたい。戦前に京都市上京区で1181組の夫婦を対象としておこなわれた岡崎の調査では71.7%が内縁を経験、7.1%が婚姻の時期と初生児出産期とが一致していた(岡崎 1925: 92)。戦後になっても長らくは、家族研究者たちの問題関心は、「なぜ日本では内縁が多いのか」、そして、「どうすれば内縁は減少するのか」という点におかれていた。例えば、「家族の民主化」の推進を強く主張した家族法学者の青山道夫は1959年に次のように述べている。

法律婚主義と事実婚主義が二者択一的に婚姻成立の方式と考えられることは、日本社会の特殊性を示すものであろう。私は率直に言って事実婚という表現それじたいが、婚姻の本質からいって矛盾であると思う。婚姻は言うまでもなくたんなる事実ではない。それは社会制度(institution)であり、制度としての婚姻は、社会的価値判断によって基礎づけられている。したがって、その意味においては、事実婚主義という言葉がすでに排斥されなければならないわけである。(青山 [1959] 1978: 127)

そのほかにも、我妻榮が「届出という手続きをわずらわしく思うことは、文明国の国民として恥ずべきこと」(我妻 1947: 4)と述べ、中川善之助が「届出義務というものは民主的社会的公民として当然の責務」(中川 1948: 135-136)と記しているように、最も急進的な「民主主義」の提唱者たちが、「法

法律主義の徹底化」を主張していた。そして、「封建的事実婚主義」（玉城 1948: 55）という言葉が象徴的に示すように、これらの議論は、「民主化＝近代化」を阻む「保守」や「封建」への批判とともに展開されていたのである。

このように、近代日本において「法律婚主義」は必ずしも保守派の主張ではなかった。むしろ反対に、戦後の革新的・自由主義的な家族研究者たちのあいだでは、「届出の障害となるべき要件を法律上から除去することによって、当事者間で容易に届出が行いうることを主張する法律婚主義が優勢であった」のである（黒木 1966: 227）。

では、こうした法律婚主義と事実婚主義をめぐる言説の変容はなぜ生じたのだろうか。本稿では、戦後家族研究のなかで「事実婚」がどのような理念や社会構想とともに語られており、その「問題」がどのように社会的に構成され現在に至るのかを、家族研究者たちの視座の変容に焦点をあて考察していく（第2節、第3節）。また、このような歴史的検討から明らかになる、民主主義をめぐる現代の家族研究の課題にも言及していく（第4節）。

1-2. 戦前の内縁問題

分析の対象となる戦後の事実婚言説を検討するまえに、ここでは明治期から敗戦までの事実婚（内縁）の法的保護をめぐる動きを簡単に見ておくことにしよう。

明治政府の民法編纂事業は明治23年に一度結実する（いわゆる旧民法）が、明治26年の第三次帝国議会において葬られることになり、その内容を大きく変え、明治31年に完成をみる。旧民法は「旧慣の尊重」という立場をとっており、事実婚主義的特質を強く有した民法であった。この点について、戦前の著名な法学者高柳眞三は、「夫妻関係も夫妾関係も上に見る如く一定の方式を必要とせずして成立し、且つ妾より妻への転換も自由に行はれたのであるから、明治初期の婚姻法はこれを形式的に見れば、多少の経緯があったとは云へ、所謂事実婚主義に立脚せるものであった」（高柳 1936: 1374）と述べている²⁾。それに対し、明治31年に正式に制定された民法では、梅謙次郎のもとで厳格な「法律婚主義」が採用されることになった。

つまり、「内縁」の問題は、全く法律上における婚姻の成立・発効をめぐる生じたものであって、要は近代的な国家体制の確立に伴い、旧来は全く私的な関係として慣習上の認証のままにゆだねられていた婚姻に対して、国家権力のもとに法的規制がおこなわれるようになってから発生した問題であった」（竹内 1956: 190）。

大正6年に穂積重遠が、「我国では民法施行以前は事実婚主義だった様であるが、現行民法は法律主義の然かも最も形式的なものを採用した。（中略）併し其大欠陥は事実関係と法律関係とが一致しないこと」（穂積 1917: 59）だと述べていたように、法律婚主義の限界は当初より多くの知識人に認識されていた。穂積は法律婚主義について、「大問題は、事実上の夫婦が法律上は夫婦と認められないこと一所謂内縁の夫婦関係一が殆ど日常事であること」だとし、「国家社会の重要な基礎たる婚姻関係について国民の事実生活と法律生活が斯くも甚しく不一致であること」を「甚だ面白からぬこと」だと述べている。そして、内縁の具体的問題としては、(1) 夫婦が同じ姓を名乗り得ないこと、(2) 事実上の重婚および姦通が法律上の問題にならぬこと、(3) 妻が妻としての地位の保障を得ず、事実上の強制離婚に対して保護されないこと、(4) 夫の死後、妻が寡婦としての保護救済を受けないこと、(5) 子が私生子として取り扱われ、父に認知される前に父が死ねば永遠に「庶子」となる機会を失い法的相続人に

なれないこと、以上の5点を挙げ、「この重大な欠陥は、何とかして救済されなければならぬ」と主張している（穂積 1917: 60-61）。こうして穂積は「事実婚主義への復帰」を主張したのであるが³⁾、当時は法学者のあいだではこうした考えのほうが有力であったといわれている（青山 [1959] 1978: 129）。

明治民法が制定されてしばらくのあいだは、学説・判例が、内縁保護を認めることはなかった。しかし、現実に多発する内縁とその一方的な破棄に対し、法的救済を与えないことに対しては多くの批判が寄せられることになり、明治の末になると下級審では内縁夫婦に一定の法的効果を認める判決も登場するようになった（伊藤 1993: 31）。そして、大正4年、大審院が、婚姻届のない婚姻は「婚姻予約」であり、その不当破棄は「債務不履行」にあたると認めるにいたる。

さらに「不当破棄」の救済だけではなく、内縁保護の立法をおしすすめたのが、労働災害における「遺族補償問題」であった。大正5年、工場法を制定するにあたり「労働災害の補償に内縁の妻を含めるか否か」が議論されたのである。「内縁妻の保護」は、家族制度の「淳風美俗」を掲げる枢密院によっていったんは否定された。しかし、大正11年の「工場法改正」において、工場・鉱山労働者の内縁実態調査の結果から、労働者層の内縁率の高さが明らかになり、内縁保護はもはや不可避な措置であると認識されることになる。そして、いくつかの限界を含みつつも、ここに「立法上の内縁保護の第一歩が始まった」のである（伊藤 1993: 32）。さらに、大正年間臨時法制審議会によって民法改正が審議されるようになり内縁保護が中心的な議題として取り上げられる⁴⁾。この審議の結果、法律婚主義と事実婚主義の併用が実質的に採用されることになった。

つまり、家族制度の条件のもとでは必然的に内縁が生じるため、内縁を「事実上の結婚」として保護することこそが「救済」であると認識されたのであり、その意味では、家族制度と事実婚主義は密接に結びつくものだったのである。それゆえ戦後になると、この家族制度さえ消滅すれば、「内縁保護」あるいは「事実婚」は必要のないものと認識されることになる。次節からは、戦後の民主化論者たちの「法律婚主義」と「事実婚主義」をめぐる論争を見ていくことにしよう。

2. 法律婚主義か事実婚主義か——民主化をめぐる

ここでは、戦後に「家族の民主化」の掛け声のもと、法律婚主義と事実婚主義をめぐるどのような議論が展開されていたのかを検討する。

1947年に民法が改定され、「家族の民主化」ないし「婚姻の近代化」が強力に推し進められることになる。しかし、戦後新民法でも明治民法以来の「届出婚主義」は継承されることになった。その際に大きな争点となったのが「法律婚主義か事実婚主義か」をめぐる議論であったが、そこで展開された論争をみていくとき、複雑な対立の構図が浮かび上がってくる。

たとえば、川島武宜のような民主化の推進者たちが事実婚主義を批判する立場から「法律婚主義」を主張している一方、保守政党である自由党が、「第793条 婚姻は慣習に従った当事者の合意によって成立する。但し戸籍法の定めるところにより、届出をすれば合意の時に遡って効力を生ずる」とする「事実婚主義」を掲げる改正案を提出していたり、自由党婦人部が「届出主義の婚姻制を廃して有るがままの男女平等の婚姻」を求める立場から事実婚主義を提唱していたりする。高梨公之が、戦後の民法改正では、「事実婚の排除は少くとも政治的にはしぶしぶ行われたこととってよい」と回想していることにも留意しておきたい（高梨 1957: 90）。

このように、革新側が法律婚主義を主張し、保守側が事実婚主義を主張するという、現在とは対照的

な言説の構図は何を意味しているのだろうか。さらに、戦後初期には、民主化を掲げる論者の間でも意見は対立しており、それは単純に保守派と革新派の対立という図式には回収できない性質のものであったことがうかがえる。こうした事実を踏まえ、ここでは「家族の民主化」時代の事実婚問題をめぐる視座を明らかにしていこう。

2-1. 川島武宜の法律婚主義

まずは「家族の民主化」の議論において最も影響力をもっていた川島武宜の見解をみておく。川島は「事実婚主義と法律婚主義」([1947] 1950)と題する論文で、日本に「事実婚」が多く生じる理由を3点挙げている。

第1に、「婚姻は父母の決定によって生ずるという意識」が存在していること。このような意識の存在ゆえ、父母の許可が得られない場合、当事者は事実婚を選択することを余儀なくされたというのである。第2に、「結婚は届けなければならない」という意識そのものが低かったこと。それは、「戸籍についての無知・無自覚」や「戸籍のことは親に任せる」という二つの理由に起因していた。第3に、「家族制度」と「媒酌婚」である。親の絶対的権力のもとでは、結婚にあたって嫁が「家風に合うか」を確認することが不可欠であり、親の承認があったとき、はじめて婚姻の届出がなされるのが慣習であった。それゆえ、「早く届出がなされると、もし嫁を返さねばならない必要が生じた場合には戸籍面が汚れるので、そのことは夫の嫁にとっても、妻の家にとっても喜ばしいことではないから」届け出までには時間を必要としたのである。以上が川島の指摘である(川島 [1947] 1950: 191)⁵⁾。

川島は、こうした事実婚を減少させるためには、家族制度そのものをなくし、事実上の婚姻と同時に届出をするように人々を啓蒙する必要があると述べ、「事実婚に法的効力を与える」という「事実婚主義」は決して解決策ではないと主張した⁶⁾。川島は、「事実婚主義」を採用するのではなく、内縁の不当破棄は「人格権侵害」に基づく不法行為として捉えるべきであると述べ、あくまで「届出主義を徹底すべき」であり、これこそが「家族生活の民主化」ひいては「日本の民主化」にとって不可欠であると宣言したのである。

われわれは、婚姻の即日届出が民衆の広い範囲にわたって可能になることを十分に期待し得ると考えるのであり、又あらゆる努力をしてそれを実現するのでなければ、民主化の基底たる家族生活の民主化は絶対に確立し得られないことを銘記すべきである。(川島 [1947] 1950: 202)

このように川島は、「事実婚主義」がそもそも「家族制度の産物」であるという認識から法律婚主義の徹底化を主張した。すでに戦前より部分的に採用されていた事実婚主義を戦後も引き続き継承することは、結果的に「家族制度」の温存へと手を貸すことになるとの危惧から、法律婚主義を主張したとあってよいだろう。

2-2. 杉之原舜一の川島批判

以上のような「民主化=法律婚主義」ととらえる川島の主張に対し、「遺憾ながら、わたくしは教授の主張を理解し得ない」と述べ、強く批判したのが杉之原舜一であった。

杉之原は、川島が自らの専門である「近代的所有権」の観点から「法律婚の観念性」の重要性を説く

ことを批判する。川島が「婚姻の事実」は法律の規定によってはじめて成立すると唱えるのに対し、杉之原は、「所有権をもっているかどうか、現実に物の使用収益をしているかどうかに関係なく観念的に定められなければならないのと同じように、婚姻もまた、『現実の事実そのものから一応切り離して観念的に定められなければならないのである』とされているが、婚姻を現実の事実から切り離して観念的にこれを定めるといふことは、はたしてどういう意味であろうか」（杉之原 1948: 41）と疑問を投げかける。もし「所有権」と同様の発想にたつて、「現実の夫婦関係は婚姻の本質ではない」という考えをとるならば、近代的婚姻の本質を見誤るとして、「近代的婚姻の本質は現実の夫婦関係という事実からはなれる点にあるのではなく、家のための婚姻から解放されて、本人同志が自らのために、自らの意志によって現実の夫婦関係にはいるという点にあるのではなからうか」と、川島の見解を批判する（杉之原 1948: 42）。

川島をはじめとした多くの法律婚主義者には、「届出なければ婚姻なしとする法律婚主義」こそが「近代的な立法主義」だと前提されている。それに対し、杉之原は、届出主義は、明治以来「家族制度的な、すなわち家のための家同志の婚姻を温存するためのはたらきしかなかった」のであり、「婚姻の届出は、わが国においては本人達が自らの意思で結ぶという近代的な婚姻のための制度としてではなく、家のための家同志の非近代的な婚姻のための制度としてのはたらきと意義しか持ち得なかったのである」（杉之原 1948: 43-44）と主張する。

事実婚主義、それはわが国の民衆の間ではながい間の慣習であった。これをとることによって、わが国の婚姻は、婚姻自体としては、かえって近代的婚姻へ高められる一つの途がひらけたはずである。届出主義はこのせつかくの途をとぎし、家族制度的婚姻の温存に一つの大きな役割を演じたものといわざるを得ない。（杉之原 1948: 44）

杉之原は、「届出主義」はそれ自体が独立して「近代的」であるはずはなく、実質としての「近代的婚姻」と結びついてはじめて近代的な意義を持ちうることを主張した。つまり、「法律婚主義の徹底」こそが「婚姻の近代化」を導くと主張する川島のロジックを否定し、「近代的な婚姻は届出主義に近代的な意義とはたらきを与える力はあるが、届出主義自身には独立して婚姻を近代化する力がない」と主張したのである（杉之原 1948: 45）。このように、杉之原は、川島が「法律婚主義の徹底」によって成し遂げようとする「近代化」の曖昧さを鋭く問うたのである⁷⁾。

2-3. 戦後家族論の対立軸——法律婚主義か事実婚主義か

現在の家族研究の潮流である「多様性の承認」という観点から見れば、杉之原の見解に分があるようにも思われるが、司法委員会では保守政党から事実婚主義の採用を希求する改正案が提出される時代にあつて、杉之原のような「民主化＝法律婚主義批判」の主張は少数派に属するものであつた。戦後初期に賛否をめぐって多くの議論が闘わされたこの問題も、その後の学者の態度は概ね改正法の届出婚支持に傾いていくことになり、新民法は「届出婚主義の勝利」で落ち着くことになる（高梨 1957: 86）。そして、国家が「一夫一婦婚を形成していることを理想としている」以上、家族研究者にとって「問題の焦点は、日本の結婚の多くを内縁にとどまらしめる原因は何であり、それが非近代的な家的拘束であるとすれば、これを排除するにはどのような力を要するか——という点に絞られてくる」（高梨 1974:

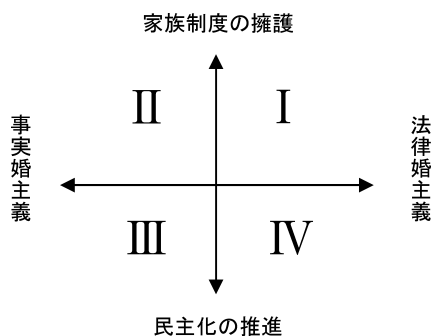


図 戦後初期の法律婚主義／事実婚主義をめぐる対立軸

302) との認識が共有されていくことになった⁸⁾。

上記を踏まえ、戦後の「法律婚主義／事実婚主義」の対立軸を、「家族制度の擁護／民主化の推進」の対立軸とあわせて類型化するならば、図のように示すことが可能になる。

民主化論者の主流であった「民主主義＝法律婚主義」の主張においては、事実婚主義のほうが家族制度と密接に結びつくものであることが想定され批判対象となる（Ⅱ／Ⅳの対立）。たとえば、高梨公之は次のように述べる。

同棲婚を中心にすれば内縁はほとんどなくなるだろう。しかし、それは婚姻の規準から国家が手を引くことを意味する。男女平等が理念としてのみ存在するに過ぎない社会でそれは家的拘束と夫権のうちに妻を放置する結果となろう。（高梨 1957: 119）

青山道夫は、杉之原の法律婚主義批判に一定の同意を示しつつも、「今日一夫一婦制婚姻だけが正当性を承認されているのは、性秩序の倫理とふかく関連するのであり、形式的ものと批判されるにしろ、とにかく法律婚主義はこの目的に奉仕する」と主張し、法律婚こそが「民主主義社会に適応する婚姻の定型」だと述べている。さらに、これまで革新的なものと評価されていた「旧民法や大正14年の民法改正要綱」の「事実婚主義」は、「反省されなければならない」とまで述べている（青山 [1959] 1978: 153)⁹⁾。

一方、少数派ではあったが杉之原のような「民主主義＝事実婚主義」の立場においては法律婚主義こそが批判すべき対象として設定された（Ⅰ／Ⅲの対立）。ここでは、法律婚主義が戦前家族制度の補強を促すものと認識され、事実婚主義こそが家族制度を脱する契機となり、家族の民主化を促すと考えられた。このように、「民主化の推進」を主張する論者の間で論争がおきたわけだが（Ⅲ／Ⅳの対立）、家族制度の消滅をなんとか押しとどめようとする保守政党の自由党内部でも、事実婚主義と法律婚主義に関しては意見が分かれるところであった（Ⅰ／Ⅱの対立）。

図のように整理することによって、保守対革新という単純な図式には収斂しえない複雑な思想的対立の構図が明確化されるだろう。現在の事実婚の法的保障を考える上でも、こうした図式を顧みることが重要ではないだろうか。

ここでの議論は、現在の法律婚主義批判に再考を迫るものである。現在の法律婚主義批判は、しばし

ば一足飛びに戦前の「家制度」批判へと連結される傾向にある。しかし、本稿の検討を経ると、単純な「家制度還元論」と呼ぶべき志向は見直される必要がある。もちろん、「届出婚主義」が戦前の家族制度に根を持つことは事実だが、すでに戦前より「内縁保護」の立法化はすすめられていたのであり、戦後の家族研究者たちは戦前国家が「事実婚主義」を採用していたという認識で一致していたのである。

つまり本稿が主張したいのは、現在の法律婚主義批判は、戦後の「法律婚主義=民主化」論との対話をこそ必要としているということである。議論を単純な二項図式に回収すべきではなく、「法律婚主義」の基盤に何があるのかを冷徹な視点で検討することが必要であり、これなくして日本社会における強固な法律婚中心主義からの脱却の途は見えてこないのではないだろうか。

3. 事実婚問題の変容——民主化論から多様化論へ

3-1. 視座の転換

前節でみたような、法律婚主義の定着を「民主化」の指標ととらえる視座は、1970年代までは強固に維持されていた。その証左となるのが、1976年の雑誌『ジュリスト』に掲載された法律学者によるシンポジウムである（明山ほか 1976）。シンポジウムの冒頭では、「内縁というものは保護に値するものかどうかということが、ここで根本的な一つのテーゼとして問題になってくる」と述べられており、「内縁の減少」こそが取り込むべき課題であるという認識が引き続き共有されていることが見て取れる。

司会の明山和夫は、「内縁を生み出す社会的・法律的要因が取り除かれた今」となるとは、「将来に向かってまで国家の力によるそういう保護というものは必要ないのではないかという気持です」と述べている。民法学者の太田武男は「重婚的内縁」の問題に触れながら以下のように述べている。

世の中には、そうした「なすべきこと」をしない者が多くあり、「あるべからず事実」が現実存在しています。婚姻をした者は、届出を「なすべき」であり、届出をしない夫婦関係は「あるべからず事実」であります。それにも拘わらず、法律は、この事実を無視した場合に生ずる不都合な結果をおそれて、これに法の保護を与えています。（明山ほか 1976: 108）

こうしたシンポジウムの語りからも、最近まで「法律婚主義」は必ずしも「保守」の側の主張でなかったことが分かるだろう。それどころか、「内縁の保護を廃止すべき」という見解は「時期尚早」で「行過ぎ」だという批判を受けたという語り示されるように、事実婚主義に否定的であればあるほど、よりラディカルであると認識されていた。あくまで、「内縁の減少」こそが「民主化」や「近代化」の尺度として語られたのであった。こうした問題意識の背後には、「重婚的内縁」の保護を含むような「内縁保護の拡張」が一夫一婦制の理念を脅かすことへの危惧があった¹⁰⁾。内縁率が著しく減少した現状から、研究者たちの多くが、内縁保護を強化する合理的理由が失われたことを指摘していたのである¹¹⁾。

このような内縁保護の議論が変容をみせるのが、1980年代であったと推察できる。その主たる要因は、女性の社会進出の増大であり、それに伴う「夫婦別姓」論の登場であった。そして、これはいわゆる「近代家族」（落合1989）あるいは「戦後家族モデル」（山田2005）の動揺が生じた時期とも一致している。自明とされた「家族モデル」の動揺とともに、事実婚という言葉がそれ以前とは異なる意味で用いられることになり、新たな視座から語られることになったのである。

3-2. 事実婚の「再発見」

「事実婚」の問題があらためて発見され、別の視点から語られるようになるのは、高度成長期が終わり、女性の社会進出が活発化した1980年代ごろからであった。80年代中頃から90年代初頭にかけて事実婚や夫婦別姓に関連する書籍が次々と出版されるようになる。特に、1992年に出版された福島瑞穂の『結婚と家族』（岩波新書）などは、事実婚が新しい関係のあり方の一つであることを人々に示し、大きな影響を与える啓蒙書となった。社会学の領域でようやく事実婚が研究対象になるのもこの時期からである。事実婚の語られ方、その保障をめぐる議論は大きな変容をみせることになる。

1991年に出版された二冊の著書、武井正臣『内縁婚の現状と課題』と二宮周平『事実婚を考える』は、事実婚をめぐる新旧の視座の対照をきわめて象徴的に示している。武井は著書の冒頭で、「私の諸論文の最終目的は、内縁という現象を消滅させる方法をさぐること」だと宣言している（武井 1991: 3）。一方、二宮は、「ライフスタイルの自己決定権」という立場から次のように述べている。

大きな社会変動の中で、新しい家族像が模索されている今日、家族法に求められているのは、法律婚制度の強化ではなく、これまでの内縁理論とは違って、事実婚を「生き方」のひとつの選択として認め、その生活を法的に保障する論理の構築であろう。その論理として、家庭生活の自己決定権を考えることはできないだろうか。（二宮 1991a: 64）

それまで事実婚は制度的制約などによって、強制的に、あるいは否応なく発生する現象として認識されていたが、このころより当事者が自発的に「選択」する場合もあることがはじめて認識されるようになった。戸籍制度への不信や拒否から事実婚を実践する人々や、職業上の理由などさまざまな理由から姓の変更を拒むために事実婚を選択する人々の存在が徐々に社会的に認知されるようになったのである。そして本稿の冒頭にも示したように、事実婚という言葉は、「同棲や内縁とは異なる概念」として、「自らの主義主張にしたがって意図的に届けを出さない人々の関係や生活を表す言葉」として積極的・肯定的な意味で使用されるようになったのである（杉浦ほか編 2007: 51）¹²⁾。

二宮周平の一連の研究は、事実婚の制度的保障が「婚姻の規範性」にあるのではなく、「共同生活の実体」に根ざすものであることを指摘し、共同生活関係の実体があるところには、その実体にそくした法的保護が付与されるべきと主張している。二宮は、既存の婚姻を価値中立的なものとして捉えるべきだとし、次のように述べている。

婚姻外であっても、安定的で継続した共同生活や親密な関係が存在する以上、財産関係の規律と要保護者の補完については、営まれる家庭生活の実体に即した価値中立的な法的処理をすべきである。（二宮 2011: 30）

伊藤裕も、同性カップルに言及するなかで、「事実として共同生活の実体がありそこに生活依存の関係が成立しているならば、その関係の崩壊によってどちらかが要保護状態に陥ったときには、男女間の生活共同関係の崩壊における同じ保護が、無条件になされなければならない。たとえ同性愛カップルが社会的承認を得られない非合法なものとしていたとしても、この理はかわらない。保護の無条件性とは、要保護状態をもたらした関係の適法、違法を問わないものである」という見解を提示している（伊

藤 1993: 35)。

事実婚実践者の増加は日本の家族制度が抱える多くの問題点を明るみにした。特に、事実婚言説は「婚外子差別」の言説と結びつくことにより、日本の社会制度に対する異議申し立ての重要な役割を担ってきた¹³⁾。世界的にも「子どもの権利」を重視する視点から、欧州人権条約や婚外子の法的地位に関する欧州条約、子どもの権利条約で、子どもの出生による差別が禁止されたことは周知の通りである。こうした国際的な要請にもかかわらず婚外子相続差別を法で規定しているのは日本とフィリピンのみだといわれる(坂本 2008)。このように事実婚の問題は、ライフスタイルの「多様性の承認」という視点から、「婚外子差別撤廃」論や選択的夫婦別姓論と結びつきつつ、重要な政治的議題として再び脚光を浴びることになった。

以上のように80年代以降、事実婚を語る視座は大きく変容していくことになるが、次節では、現在の事実婚の保障を語る言説の問題点についてふれながら、事実婚と民主主義の関係について考えていくことにしたい。

4. 事実婚と民主主義の現代的課題

本稿では、戦後の家族研究のなかで事実婚をめぐる「問題」がどのように語られ、構成されてきたのかを検討してきた。「法律婚／事実婚」を語る視座と言説は、論者がどのような社会を構想するかによって変容してきた。戦前期には「家族制度」の保持を前提としたがゆえに、不可避的に「事実婚主義」という救済措置が採られざるを得なかった。そして、戦後になると社会全体の「民主化」の推進にとっては、こうした事実婚主義を余儀なくしている「家族主義」的前提を打破する必要があるという観点から、「法律婚主義」の徹底化が理念として語られていくことになった。

このように、家族研究の言説を歴史的に追い、「法律婚主義／事実婚主義」の対立を相対化することによって、現在の事実婚の制度的保障を考えるためのヒントが得られる。最後に、本稿で検討してきた事実婚をめぐる視座の変容をふまえて、現在われわれが事実婚の問題をどのように考えていくべきかを論じていきたい。

4-1. 法と民主主義——川島武宜の議論を軸として

まずここで検討したいのは、民主化論者の法律婚主義の基盤にあった問題意識である。現在の研究動向からみれば、川島や青山らの素朴ともいえる「法律婚主義」がはらんでいた限界を指摘することは、それほど難しいことではないだろう。彼らは婚姻制度が民主主義社会の基礎であるという前提を疑うことなく事実婚主義への批判を展開していたのであり、彼らの唱えた「民主主義」の理念は、それ自身が「婚姻中心主義」と呼ぶべき陥穽を内包していたといつてよい。

しかしながら本稿では、彼らの法律婚主義を単に「時代的制約」として捨象してしまうのではなく、その問題意識の基底に何があったのかを的確に把握し、そこから得られる現代的示唆を抽出してみたい。民主化論者の法律婚主義を理解するためには、彼らの「法」に対する考えを正確にとらえる必要がある。その足がかりとして、「民主主義」と「法」がいかなる関係にあるのかを述べた、川島の以下の言葉を引いておこう。

私たちは、明治以来「依らしむべし、知らしむべからず」という専制政治の政策の結果、法律を

知らないように、また法律を知ろうともしないように、教育されてきました。しかし、民主主義の下においては、国民相互の間も、政府と国民との間も、法律によって支配されるのが理想であります。(中略) すなわち、「力の支配」ではなくて、「法の支配」が、民主主義の本質であり、生命であるのです。(川島 1955: 21)

ここで川島が「力の支配」を否定するために、「法の支配」を理想とみなしていることは注目に値する。川島が「民主主義」を語るときに、しばしばその対抗概念として想定しているのが「家族主義」である¹⁴⁾。このことを詳しく理解するために、川島の法律観が明確に示されている論文「権利の体系」(川島 [1951] 1982) を参照しよう。

川島の法律論の根幹には、「法」は「権利の体系」だという思想がある¹⁵⁾。彼は「権利=義務」の対応関係を「近代的=民主的」な関係と把握しており、それを「義理」の規範が支配する「家族主義」の社会関係と対置してとらえる。

川島によれば、そもそも法が「権利本位」であることは「法の本来の内在的特質」であり、「権利は、独立して対抗しあう主体の間の力の緊張関係を前提し、その基礎の上にある」ものである(川島 [1951] 1982: 225)。「法=権利の体系」とは、「相互対抗によって保たれる均衡関係」のことであり「闘争的な過程」である。川島は、イェーリングを引きながら、「権利のための闘争」が「正しい」ものと認識されている状態こそが市民社会の条件であると述べている。

この民主主義の確立を阻んでいるのが「家族主義」である。川島によれば、戦前の日本では「権利」が問題とならないような社会秩序こそが「もっとも価値あるもの」だと考えられてきた(川島 [1951] 1982: 222)¹⁶⁾。こうした社会秩序を支えたイデオロギーが家族主義であった。そこでは、「独立な個人の対抗関係」は存在の余地がなく、個人の地位は「全体の調和」(和の精神)の中に吸収されている。家族主義の社会は、「権利」ではなく「情緒」と「伝統」の力、すなわち「義理」の規範に支えられている。「義理」が支配する社会においては「義務=権利」の対応関係は存在せず、ただ「人情的な全体調和」を維持することのみが目的になる。

このような、法を「権利の体系」として捉える川島の法律観を無視しては、彼の法律婚主義の意図を正確に理解することはできないように思われる。そもそも、「自由」や「平等」を理念に掲げる民主化論者たちの大きな問題意識は、社会に包摂されず排除された人々を、いかにして救済すべきかという点にあった。法律婚主義を唱えた彼らには、結婚の「脱法制化」あるいは「無規制状態」による不平等や不自由の放置に対する強烈な批判意識があった。つまり、婚姻関係が「権利主体」による法的な契約関係としてとらえることができはじめて、諸個人の権利や自由が保障されると考えていたのである。

ここには、現在の親密関係の制度化をめぐる議論に対する重要な示唆が含まれている。現在盛んに議論される「家族の多様化」論においては、しばしばこうした「法=権利の体系」という視点が欠如しているように思われる。現在でも家族主義への批判が、人々の生活の共同性に関する議論を抜きにした素朴な個人主義の肯定に帰結してしまうのは、こうした視点の欠如に起因すると思われる。最後に、昨今の政治哲学で重要な争点となっているリベラル・デモクラシーに対する批判の文脈も参照しつつ、多様性の容認と法制化の問題を考えていきたい。

4-2. 法律婚主義批判の再検討

ここでは、民主主義社会の根幹が「法＝権利の体系」であるという川島の理念を共有することによって、現在の多様化論がしばしば暗黙の前提としている「法＝抑圧」という見解を批判的にとらえたい。

現在、事実婚を擁護する議論では、「私的な関係」を国家が管理することそれ自体を否定する語りが多く見られる。たとえば、事実婚実践者は、「私的な感情や出来事である愛とか結婚を、いちいち国家に届けるのはおかしいし、またそうすることによって国家から管理されるのは筋違いという立場から、婚姻届を出さず、法律上の結婚を拒否したうえで、事実上の結婚生活をしている自立した人々たちである」（井上 1986: 84）と説明されることがある。あるいは、二宮の著書では事実婚を実践する人々の多くの語りが取り上げられているが、そこでは「男女間の自然な関係に婚姻届は関係ない」、「人格にかかわる性の問題を法律でしぼるのはおかしい」、「二人の関係を国家に届けなくても、私たちの生活は存在する」、「当人同士の同意のみに基づいて成立するのが、人間関係すべての本質であるべきだ」といった主張が紹介されている（二宮 1991a: 13-14）。

しかしながら、ここで問いたいのは、真の問題は「国家が管理すること」それ自体なのだろうか、ということである。「私的な関係を国家が規制すべきではない」というリベラルな言説に落とし穴はないだろうか。もちろん当事者が個人の意志に基づき結婚制度や戸籍制度への抵抗を理由として法律婚を回避することは個人の自由として認められるべきである。また、自由保証を標榜する法的規制が自由剥奪に転化する危険については常に自覚的であるべきことは確かだろう。

しかし、「私的な関係を国家が規制すべきではない」という思想を社会全体に拡張して承認することには、どれほどの妥当性ないし有効性があるだろうか。現在でも事実婚実践者に対して向けられる典型的な批判に、「自らの意思で法律上の婚姻を拒否しておきながら、法的保障を受けようとするのは、虫がよすぎるのではないか、自らの意思で婚姻を拒否した以上、婚姻に準じた法的効果を受けられないのは自己責任の原則から見て当たり前ではないか」というものがある（二宮 1991a: 115）。もし事実婚の保障をめぐる問題を、単に「国家による規制は妥当か否か」という問題に還元して議論するならば、今後もこうした批判を喚起し続ける可能性がある。それゆえ、こうしたアポリアから脱却するためにどのような論理で対抗すべきかを検討することが必要になるだろう。

本稿が指摘したいのは、「私的関係の規制」それ自体が問題なのではなく、特定の家族、すなわち「法律婚」のみに法的保障が限定されることが問題なのだということである。つまり、求められる議論は「法律による規制は妥当か否か」ではない。必要なのは法律婚の「脱中心化」であり、それはつまり、異性愛・生殖原理に基づく夫婦家族にのみ正統性・保障を与えるという法律・制度のあり方を反省的に見直すことである¹⁷⁾。

私的な関係に対する国家の介入を一切否定しようとする論者は、規制さえなくなればよりよい社会があらわれるということを暗に想定している。しかし、仮にすべての私的関係が国家的規制から解放されるならば、そのとき生じるのは、今より「自由」な社会ではなく、「不平等」で「不自由」な社会かもしれない。このことは戦後の「法律婚主義＝民主化」の議論が示している。というのも、私的関係から国家が手を引くことが社会の不平等化の温存・助長につながることは、民主化論者が最も強く認識していた問題であり、私的関係の法制化によって個人が権利を有した主体となることこそ、民主主義にとって重要だと主張されたからである。

現在、社会学や政治学の領域でも素朴な多元主義を掲げる寛容的言説へ反省を促す議論が活発化して

いる。イギリスの政治哲学者W・ブラウンは、「寛容」を標榜するリベラル・デモクラシーがしばしば社会の不平等の助長に手を貸してしまう逆説を「脱政治化」という概念を用いて批判している。

脱政治化とは、いずれも政治的に分析されて解決されなければならない不平等、従属、周辺化、社会対立といったものを、一方では人格的で個人的なものとして、他方では自然的、宗教的、文化的なものとして説明することである。寛容は脱政治化の二つの方向、つまり政治を個人に還元するか、自然もしくは文化に還元する方向に沿って作用し、ときにそれらを組み合わせる。(Brown 2006=2010: 21)

もちろん彼女の議論は家族や親密関係を対象に語られたものではないが、ここで提示される「脱政治化」への警鐘を、事実婚などの「家族の多様化」の議論に応用することも可能であろう。事実婚や同性カップルといった多様なパートナーシップの承認をめぐる解決策が、法的規制の撤廃という結論に行き着くならば、それは親密性の「脱政治化」を意味し、社会の不平等を温存する危険をもつ。ブラウンの用語法にしたがうならば、むしろわれわれに必要なのは、私的関係を「脱政治化」する寛容的な言説に抗うことではないだろうか。家族関係や家族以外の私的関係が多様化し複雑化する時代にあって、さらには単身世帯の増加が社会問題となっているなかで、このことはますます重要性を増すと思われる¹⁸⁾。

4-3. 二項対立をこえて

さらにいえば、今後も「法律婚主義か事実婚主義か」という二分法を踏襲すれば、そのこと自体がわれわれを婚姻中心主義の罫へと導くことになるだろう。「法律婚の相対化・柔軟化」を主張する二宮の、「個人の自律と自由を確保するためには、法規制からの自由ではなく、法が介入したり、支援して平等を達成することが必要なのである。そうして初めて多様性が確保され、人々は共同生活のスタイルや家族関係を形成する自由を獲得する」(二宮 2011: 28) という指摘はきわめて重要である。

われわれは法律婚主義からの脱却の方途を考える際、単純に「現実には結婚生活があるかないか」という規準に照らして、「事実婚にも法律婚と同等の保障を」と主張するような見解を見直さなくてはならない。なぜなら、本稿で見てきたように、こうした論理自体は何も最近になってあらわれたものではなく、明治期以来の事実婚主義が一貫して採ってきた論理だからである。

現在求められているのは、より厳密に「なぜ事実婚にも保障が必要なのか」を問うことであり、そこからさらに、「なぜ事実婚にのみ保障が必要なのだろうか」というより包括的な議論へと接続していくことである。「非婚姻」は、「共同生活の実体」という観点からみるならば、必ずしも事実婚や同性カップルといった二者間の「性愛関係」に限定されるものではない。それゆえ、今後の法律婚主義批判は、家族を超えたより広範な「生活の共同」にも目を向けていくべきであろう。そのためには、久保田裕之(2011)が指摘するように、これまで家族という構造の枠内に集約され担われてきた、「ケア関係」や「家計の共同」、「居住の共同」といった諸機能を家族構造から一度切り離してとらえ、さらに、「家族の役割」という名のもとにひと括りに扱われてきた諸機能の束をいったん分節化してとらえかえすことが重要になる。そのことにより、われわれの生活に対する法的保障の「対象の妥当性」がより明瞭化されるはずである。

すなわち、法律婚主義への批判と事実婚の制度的保障の希求が、「家族か個人か」という二分法に収

斂することなく、家族と婚姻制度を脱中心化しつつ、新たな共同性の構築を後押しするような主張へとつながっていくことこそが、これからの民主主義社会における親密関係の保障を考えるうえで不可欠なのである。

注

- 1) 柳田 [1930] 1993: 265) にも同様の記述がある。
- 2) たとえば、「妾」を論じた戦前の論考からは、「存妾論」を唱えた保守層の側に、事実婚主義を支持する傾向が強かったことがうかがえる(高柳 1936)。つまり、「妾の廃止」こそが「近代化」であるという図式においては、必然的に「妾関係」のイメージが強い「内縁」こそが「前近代」のイメージで捉えられる。もちろん、これは「重婚の内縁」のことであり、現実の「内縁」の多くは決して「妾関係」ではなかった。それでも妾慣行の存在は、「内縁=前近代的」のイメージを強めるものであったと思われる。
- 3) 穂積は、「徹底的救済は事実婚と法律婚とをして不一致なからしめることでなくてはならぬ。即ち事実上の婚姻と同日に婚姻届を出す風習を作るか、あるいは民法が形式婚主義を棄てて事実婚主義を採用するかである」としたうえで「民法施行前の純事実婚主義に復帰するのがよいと思う」と述べている(穂積 1933: 278)。
- 4) 法改正のためにおこなわれたこの審議会は、発足当初は家族制度のさらなる強化を意図した保守反動的なものであった。
- 5) こうした状況を理解するために、川島が別の論稿で触れている日本の結婚の「特殊性」についても言及しておきたい(川島 [1947] 2000: 107-108)。日本では、「子をつくる」ためなら、結婚によらない男女関係は「伝統文化」では正当視されるのみならず、時には「義務」でさえあった。結婚は何よりも「子を作り祖先の祭りを絶やさぬようにする」という『孝』のための手段であり、結婚は子としての義務だったからである。このような規範意識のもとでは、結婚はそれ自身の固有の倫理的価値を持たない。というのも、「『家』の協同体的生活に直接の影響をきたさないところの結婚外の男女の結合は、それ自身としては何ら反倫理的な性格を帯びることがなく、むしろ倫理的には無色の問題にすぎない」からであった。
- 6) さらに、川島は「事実婚」によっていかなる不都合が生じるかを検討するが、それは大きく二点に要約される(川島 [1947] 1950: 193)。第一に「離縁」である。「届出のない妻の地位はまことに不安定」であり、「地位はしゅうと-しゅうとめの恣意にかかっている」。そして、「人々は戸籍の記載が汚れることを嫌うけれども、戸籍に婚姻の記載がないあいだには、嫁を返しても戸籍にそのことは記載されない」という事実を利用するのである。第二に、「子」をめぐる問題である。相続をはじめとした法的な面で、そして世間体といった面において、あらゆる差別が生じるからである。
- 7) 杉之原は、そもそも法律婚主義は「嫡出子への相続」を確実にするための制度に過ぎず、「この制度は有産者にとってはきわめて重要性をもつが、相続させる財産ひとつもない無産者大衆にとっては、この制度本来の目的から言えば、全く意味のないもの」だとも指摘している(杉之原 1948: 45)。
- 8) 自由党が提出した修正案もことごとく否決され、届出主義を踏襲するかたちで決着した。とはいえ、この時点では「届出婚主義」自体が必ずしも肯定的に結論づけられたわけではなかった。委員会では「本法は、可及的速やかに、将来において更に改正する必要があることを認める」とも述べられ、内縁問題の根本的解決を含んだ婚姻成立の立法主義の問題は、後日に残された課題となったのである(高橋 1980)。
- 9) ほかに、最高裁判所の判事であった柳原嘉藤の論考では、「近代法の下」では、「国家の登記簿への登録」が「婚姻の成立要件」であり、日本でも「婚姻の近代化に向かっている現在、今更道徳的關係たる婚姻の成立と消滅を明確に規定する事なき事実婚主義をとる事は時代思潮に逆向する時代遅れのものである」(柳原 1952: 109)という認識が広まりつつあることが示されている。
- 10) たとえば太田には「重縁の内縁」にまで法的保護を与えようという当時の動向に対する危惧があった。太田は、「内縁問題の解決策」が「内縁保護」という形をとったことは、歴史的には「それなりの意義があった」のであり、「明治・大正・昭和と旧法時代、保護強化策がとられてきたことは、まさに正鵠をえたものであったに違いない」と述べた上で、内縁が減少し、民主的な婚姻が可能となった現在になって「内縁を保護し、さらに、その強化をはかることにどれだけ意義ないし必要性を見出さうかの点、わたくしとしては、すこぶる疑わしい」と述べている(太田 1986: 66-68)。

- 11) 1990年代になってもこうした問題認識は存在していた。1990年の植木とみの論考も示唆的である。現在では内縁は強いられたものでなく「選択」や「意図的」なものであるから「保護」は不要だという論を展開している(植木 1990)。
- 12) 事実婚実践者の多様性に関しては、善積京子の一連の調査研究がその実態を鮮明に描きだしている(善積 1998)。善積が明らかにするように、「事実婚」という呼称自体に否定的な当事者も多くいる。自分たちの関係を「結婚」という枠に回収されることに抵抗を覚える人は、「非婚」「パートナーシップ」のような言葉で自分たちの関係を説明することもある。事実婚に関しては、近年の欧米の動向が注目されるだろう。欧米では、結婚制度に依らないパートナー関係が一般化しており、結婚と同棲 (cohabitation) の関係に関して膨大な研究が蓄積されてきている。最近の文献ならば、これまでの調査・研究を総括的にレビューしたものとして、Thornton, Axinn and Xie (2007) が参考になるだろう。「同棲」と「結婚」と「独身」の三つのカテゴリーを概念化し、比較分析がなされている。
- 13) 善積 (1998)、島津 (2004) などを参照されたい。筆者の夫婦別姓問題に対する見解については、阪井 (2011) を参照してほしい。
- 14) 戦後の家族研究で使用される「家族主義」という用語の意味とその変遷については、阪井ほか (2012) で詳細に検討している。
- 15) とはいえ川島自身、初めて法律哲学を学んだとき「奇異」に感じたのが、「法律というもののはわれわれの自由のためにあるのだ」という考えであったと述べ、「法律が『自由』のためにあるというのはおかしいじゃないか。法律はわれわれの自由を拘束するためにあるのじゃないか、というような気持ちが私の頭から離れませんでした」と回想している(川島 [1970] 1982: 220-221)。しかし、法を学ぶプロセスで、法の本質が、「権利の体系」を社会の構成原理とすることによって「自由を保障する」点にあることを見出していったのである。
- 16) 磯野誠一・磯野富士子夫妻も、戦前期に保守派は「親族関係」を法制化すること自体に疑問を呈していたことを明らかにする。特に明治民法制定過程では、保守派は「家族」と「法」が相いれないものであると強調し、親族関係から「法の支配」を排除することを主張していたという(磯野・磯野 1958: 21)。
- 17) この点についてはBudgeon & Roseneil (2004) の議論も参照されたい。また、阪井 (2012) でも、家族関係における自由と規制をゼロサムで捉えることの問題を指摘しているので参照してほしい。
- 18) フランスのPACS (連帯民事契約) をめぐる議論も参考になるだろう。同性カップルに法的承認を与えようという目的でつくられたPACSであったが、当初は同性カップルを法的に承認することには当事者側からも強い抵抗があった。国家による承認が、「排他的な一対一の関係に基づくブルジョア的異性カップルモデルの再生産」であるとみなされ、「私生活に干渉されない消極的自由を勝ち取ることを目標とする当事者に忌避されてきたからであった。しかし、このような考えは同性愛者自身により見直されることになる。その背景にはエイズの拡大があった。パートナーの病と死の問題が法的承認と法的保障の重要性を突きつけたのである(齋藤 2004: 144-146)。

文献

- 明山和夫ほか, 1976, 「〈シンポジウム〉内縁問題の現代的課題」『ジュリスト』618: 84-108.
- 青山道夫, [1959] 1978, 「法律婚主義と事実婚主義」『日本家族制度論』九州大学出版会.
- Brown, Wendy., 2006, *Regulating Aversion: Tolerance in the Age of Identity and Empire*; Princeton University Press. (=2010, 向山恭一訳『寛容の帝国——現代リベラリズム批判』法政大学出版局.)
- Budgeon, S. and Roseneil, S., 2004, "Editors' Introduction: Beyond the Conventional Family", *Current Sociology*, 52(2): 127-34.
- 福島瑞穂, 1992, 『結婚と家族——新しい関係に向けて』岩波書店.
- 穂積重遠, 1917, 『親族法大意』岩波書店.
- , 1933, 『親族法』岩波書店.
- 井上治代, 1986, 『女の「姓」を返して』創元社.
- 伊藤 裕, 1993, 「内縁の保護から事実婚の保護へ」『鈴鹿短期大学紀要』13: 29-37.
- 磯野誠一・磯野富士子, 1958, 『家族制度』岩波書店.
- 川島武宣, [1947] 1950, 「事実婚主義と法律婚主義」『日本社会の家族的構成』日本評論社.

- , [1947] 2000, 「イデオロギーとしての『孝』」『日本社会の家族的構成』岩波書店.
- , [1951] 1982, 「権利の体系」『川島武宜著作集第1巻』岩波書店.
- , 1954, 『結婚』岩波書店.
- , 1955, 『家庭の法律』岩波書店.
- , [1970] 1986, 「家族法にあらわれた新しい法的理念」『川島武宜著作集第11巻』岩波書店.
- 小泉明子, 2010, 「法律婚と事実婚」井上眞理子編『家族社会学を学ぶ人のために』世界思想社.
- 久保田裕之, 2011, 「家族社会学における家族機能論の再定位——〈親密圏〉・〈ケア圏〉・〈生活圏〉の構想」『大阪大学大学院人間科学研究科紀要』37: 79-96.
- 熊谷開作, 1973, 「事実婚主義と法律婚主義」『講座家族3——婚姻の成立』弘文堂.
- 黒木三郎, 1966, 『婚姻法の近代化——アジアの現代家族法』勁草書房.
- 中川善之助, 1948, 『新憲法と家族制度』国立書院.
- 中島玉吉, 1923, 「内縁の実態に就いて」『法学論叢』10(3): 1-15.
- 二宮周平, 1991a, 『事実婚を考える』日本評論社.
- , 1991b, 「事実婚」川井健ほか編『講座・現代家族法 第2巻』平文社.
- , 2006, 『事実婚の判例総合解説』信山社.
- , 2011, 「事実婚の多様性と法的保護の根拠」『家族〈社会と法〉』27: 20-33.
- 落合恵美子, 1989, 『近代家族とフェミニズム』勁草書房.
- 岡崎文規, 1925, 「戸籍上の婚姻年齢と事実上の婚姻年齢」『人口統計学』有斐閣.
- 太田武男, 1986, 「日本の内縁」太田武男・溜池良夫編『事実婚の比較法的研究』有斐閣.
- 太田武男・久貴忠彦, 1973, 「内縁の実態」『講座家族3——婚姻の成立』弘文堂.
- 斎藤笑美子, 2004, 「訳者解説」L・パルサン『ボックス——新しいパートナーシップの形』齋藤訳, 緑風出版.
- 阪井裕一郎, 2011, 「『姓の選択』を語る視座——夫婦別姓をめぐる対立軸の明確化を通じて」『哲学』三田哲学会, 125: 105-41.
- , 2012, 「家族の民主化——戦後家族社会学の〈未完のプロジェクト〉」『社会学評論』63(1): 36-53.
- 阪井裕一郎・藤間公太・本多真隆, 2012, 「戦後日本における〈家族主義〉批判の系譜——家族国家・マイホーム主義・近代家族」『哲学』三田哲学会, 128: 145-77.
- 坂本洋子, 2008, 『法に退けられる子どもたち』岩波書店.
- 佐藤良雄, 1973, 「内縁の法的保護」『講座家族3——婚姻の成立』弘文堂.
- 島津良子, 2004, 「婚外子差別の現代的意味と戸籍制度」婚差会編『非婚の親と婚外子』青木書店.
- 杉之原舜一, 1948, 「事実婚主義か法律婚主義か——川島教授の所説を読みみて」『人文』2(2): 37-46.
- 杉浦郁子・野宮亜紀・大江千束編, 2007, 『パートナーシップ・生活と制度』緑風出版.
- 末川 博, 1936, 「婚姻でも婚姻でない内縁」『改造』16(9): 18-27.
- 高橋 敏, 1980, 「社会立法における内縁(1)——その保護立法の推移の法社会学的一考察」『帯人大谷短期大学紀要』17: 63-76.
- 高梨公之, 1957, 『日本婚姻法論』有斐閣.
- , 1974, 「内縁」中川善之助ほか編『家族問題と家族法Ⅱ——結婚』酒井書店.
- 高柳眞三, 1936, 「妾の消滅」『法学新報』46(9): 1365-94.
- 武井正臣, 1991, 『内縁婚の現状と課題』法律文化社.
- 竹内利美, 1956, 「内縁の社会的実態」川島武宜ほか編『現代家族講座第2巻——結婚への道』河出書房.
- 玉城 肇, 1948, 『日本家族制度の批判』民友社.
- Thornton, A., Axinn, W. and Yu Xie., 2007, *Marriage and Cohabitation*; University of Chicago Press.
- 植木とみ, 1990, 「婚外関係の保護とその限界」有地亨編『現代家族法の諸問題』弘文堂.
- 我妻 榮, 1947, 「新親族法の解説(中)」『法律時報』19(13): 3-17.
- 我妻榮編, 1956, 『戦後における民法改正の経過』日本評論社.
- 山田昌弘, 2005, 『迷走する家族——戦後家族モデルの形成と解体』有斐閣.
- 山川菊栄, 1938, 「戦死者と内縁の妻」『中央公論』53(1): 57-64.
- 柳田國男, [1930] 1993, 『明治大正史 世相編』講談社.

- 柳原嘉藤, 1952, 「内縁についての諸問題——法律婚主義, 事実婚主義の問題に関連して」『家庭裁判月報』4(8): 105-40.
- 善積京子, 1998, 『〈近代家族〉を超える——非法律婚カップルの声』青木書店.
- , 2000, 「非法律婚のライフスタイル」善積京子編『結婚とパートナー関係——問い直される夫婦』ミネルヴァ書房.